

(四) 争議の解決

かくて持久戦に入ると思はれた本争議は遂へて二十五日午前八時三十分突如本部より争議解決の連絡が福岡支部に到着したので同支部では直ちに停船解除を命ずると共に藤田は門司支部に引揚げて解散し別紙「市民諸君へ」の印刷物五萬枚を印刷し福岡支部に北九州等關係地方の各港市民に配布したのである。

而して停船中の一心丸は同日午後三時、龍儀丸は同日三時三十分、天正丸は同日四時、玉葉丸並に咲花丸は同日五時、新達丸は翌二十六日午後三時三十分夫々目的地に向つて出帆することになり決定し無事解決を告げたのである。

市民諸君へ！

今回厄ヶ崎船員の争議に就いては大變御心配と御迷惑をお掛けし事を衷心からお詫ひすると共に争議中絶大なる御聲援に對し満腔の感謝を致します幸ひ吾等の正しき主張は市民諸君の聲援を得て今朝四時左記の通り百パーセントの効果を以て船員の大勝利に歸しました。吾等争議員及船長等は誤ぐまじき戦捷の感謝の中に其の補償を御報告すると共に諸君の御同情と御聲援に感謝の意を表し併せて將來今回の争議に依る船東的社會的の損害を償ふ意味の救済の努力を御上訴をお約束致します

日本海員組合

厄ヶ崎汽船争議員

争議員代表

左記

一、各員月給貳萬圓増額